

事 務 連 絡
令和2年6月15日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 認可外保育施設担当課（室） 御中
中 核 市
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

新型コロナウイルス感染症により認可外保育施設が臨時休園等をした場合に
活用可能な施策について（周知）

日頃より、保育行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業主が雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の特例措置が実施されているところですが、認可外保育施設が臨時休園等をした場合も雇用調整助成金の対象になる可能性があります。また、雇用調整助成金以外にも、当該施設が利用可能な主な施策一覧につきまして、別添のとおりまとめました。

各都道府県等におかれましては、認可外保育施設が必要に応じてこれらの施策の活用を検討できるよう、以下について管内認可外保育施設に対して周知をお願いいたします。

記

1. 雇用調整助成金の活用について

「「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて」（令和2年5月29日付け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）ほか連名事務連絡）のNO. 27でもお知らせしており、雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられる職種に関しては対象外となりますが、認可外保育施設については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況は様々ですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間9:00～21:00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。なお、雇用調整助成金（新型コロナウイルスの影響を受けて休業等を行った場合で、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業によるものに限る。）の申請期限は令和2年8月31日までとなっておりますので、ご注意ください。

<参考：厚生労働省のHPのリンク>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<参考：新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについてFAQ（内閣府HP）>

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shisetsu/200529-faq.pdf>

2. 令和2年度二次補正予算について

令和2年度二次補正予算については、令和2年6月12日に成立したところですが、以下の予算については認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症対策等に資するものであるため、ご了承ください。

- ・保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

詳細は別紙1をご参照ください。また、令和2年度一次補正予算の保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金））（別紙2）についても引き続きご利用いただけます。

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

今般の二次補正予算により、同交付金は2兆円拡充されました。「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用事例集について（周知）」（令和2年5月8日付け、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡）のとおり、認可外保育施設における保育料の減免への支援やベビーシッターの利用料の一部補助への充当にご利用いただけます。

3. 新型コロナウイルス感染症により認可外保育施設が臨時休園等をした場合に活用可能な主な施策一覧について

別添の施策一覧をご参照ください。

以上